

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：環境農政部 みどり公園課

件 名：大和市都市公園条例の一部改正について

提案理由：ゆとりの森における新たな施設の供用開始等に伴い、大和市都市公園条例の一部改正案を大和市環境審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・ ゆとりの森は、平成18年度から整備を進め、平成29年7月の全面供用開始を目指している。
- ・ これまで芝生グラウンド、修景池、仲良しプラザ、東側駐車場等、整備が完了した施設から順次オープンしている。
- ・ 平成26年7月からは、中規模多目的スポーツ広場等の供用を開始することとしており、既に平成25年9月議会で供用日、供用時間、利用料金の上限額を定める大和市都市公園条例の改正案が可決されている。
- ・ 平成27年7月からは、大規模多目的スポーツ広場、南側駐車場の供用を開始し、また中規模多目的スポーツ広場においては、照明設備を新たに設置して、夜間利用を可能とする予定である。
- ・ ゆとりの森では、民間事業者の知識、能力、経験を活用し、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、当初から指定管理者に管理運営を行わせている。これまで特に問題なく、良好な管理運営を行っていることから、今後も同様の取扱いとする。

2. 有料化の主な考え方等

- ・ ゆとりの森については、これまでも芝生グラウンド、仲良しプラザ内の多目的ルーム・ロッカー・シャワー、東側駐車場で利用者負担を求めている。
- ・ 大規模多目的スポーツ広場と南側駐車場は、受益者負担の適正化を図る趣旨から有料とする。なお、南側駐車場については、目的外利用の抑制を図る観点からも有料にする必要がある。
- ・ 利用料金の上限額については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らしながら、市内、近隣自治体の類似施設の利用料金等も考慮し設定する。
- ・ なお、仲良しプラザは、現在、月曜日定休であるが、平成27年7月に、ゆとりの森内の概ねの施設がオープンすることに合わせ、利用者の利便性向上を図るため、供用日を毎日に変更する。

3. 条例改正の内容

- ・ 大規模多目的スポーツ広場を有料公園施設とし、供用日、供用時間、利用料金の上限額を規定する。
- ・ 中規模多目的スポーツ広場の供用時間を延長するとともに、照明設備利用料金の上限額を規定する。
- ・ 南側駐車場を、現行の東側駐車場と同様の有料公園施設とし、現条例において「東側駐車場」としている施設名を「駐車場」に変更する。
- ・ 仲良しプラザの供用日を、年末年始を除く毎日に変更する。

4. 有料施設の概要、供用日時、利用料金等

(1) 大規模多目的スポーツ広場（新規整備）

施設概要	サッカー等コート1面、照明灯8基 観客スタンド1箇所（約500人収容予定）
供用日・時間	12/29～1/3を除く毎日9～21時
利用料金の 上限額	1面 1時間 4,000円 照明設備 1面 1時間 3,500円 ※市民以外は倍額

(2) 中規模多目的スポーツ広場（照明設備追加設置）

施設概要	フットサル等コート4面、照明灯各4基
供用日・時間	12/29～1/3を除く毎日 (専用利用)9～21時 (個人利用)9～17時(夏季は9～18時)
利用料金の 上限額	(専用利用)1面 1時間 2,000円 (個人利用)1回 大人：200円 小人：100円 未就学児：無料 専用利用照明設備1面1時間500円 ※市民以外は倍額(専用利用、照明設備)

[下線：変更部分]

(3) 南側駐車場（新規整備）

施設概要	普通車80台(東側駐車場は普通車207台、大型車6台)
供用日・時間	毎日終日
利用料金の 上限額	30分を超え1時間まで100円 以降1時間までごと100円 1回あたりの1日の上限600円

(4) 仲良しプラザ（供用日変更）

供用日・時間	12/29～1/3を除く毎日9～21時
--------	---------------------

[下線：変更部分]

経 過

- H19.7 芝生グラウンド供用開始
- H21.7 修景池供用開始
- H24.7 仲良しプラザ、東側駐車場等供用開始
- H26.2 大規模多目的スポーツ広場整備工事開始

今後の予定

- H26. 3 大和市環境審議会への諮問（4月答申）
市民意見公募手続きの実施
- H26. 6 条例改正議案を上程
- H26.12 指定管理者の指定議案上程
- H27. 7 改正条例施行、大規模多目的スポーツ広場・南側駐車場供用開始、中規模多目的スポーツ広場供用時間変更、仲良しプラザ供用日変更